

文 教 厚 生 委 員 会 記 録

<第 1 号>

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ）

令和 8 年 2 月 10 日 （ 火 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録＜第 1 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 2 月 10 日 火曜日
開 会 午後 1 時 21 分
散 会 午後 1 時 55 分

場 所

第 4 委員会室

議 題

1 乙第 24 号議案 沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例

出席委員

委 員 長	新 垣 新
副 委 員 長	松 下 美智子
委 員	新 垣 善 之
委 員	新 里 匠
委 員	小 渡 良太郎
委 員	比 嘉 忍
委 員	米 須 清一郎
委 員	山 里 将 雄
委 員	喜友名 智 子
委 員	西 銘 純 恵
委 員	平 良 識 子

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

教	育	長	半	嶺	満
県立学校教育課長			屋	良	淳

○新垣新委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日は、先議案件として付託された乙第24号議案の審査及び採決を予定しております。

本日の説明員として、教育長の出席を求めています。

乙第24号議案沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例を議題といたします。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 教育委員会所管に係る議案の概要について、御説明申し上げます。

お手元のタブレットに表示される文教厚生委員会乙号議案説明資料を御覧ください。

冒頭先議案件として、御審査いただきます対象は、条例議案1件でございます。

資料の3ページをお願いします。

乙第24号議案沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例について、御説明申し上げます。

乙第24号議案は、公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革を推進することを目的として、改革を先導する拠点校において、パイロットケースを創出し、その取組・成果を域内の高校に普及するため、沖縄県公立高等学校教育改革推進基金を設置し、その管理等に必要な事項を基金条例とし

て定めるものであります。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

以上が、乙第24号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第24号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

新里匠委員。

○新里匠委員 お願いします。3ページに書いてあるところから質問をいたします。

このパイロットケースを創出し、とあるんですけれども、この対象の学校はどこですか。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

沖縄県高等学校の教育改革推進、この基金を使って、学校改革を向こう3年間でやっていくというような事業なんですけれども、特定の学校は、これからの指定になりますが、まず、この事業の仕組み自体が大きな3本の柱を中心に、3つの改革を進めてまいります。それぞれに、必要な拠点校として学校を指定して行って、人材育成、それから多様な学びに対応する仕組み、これを創出していくという事業でございますので、今の時点では特定の高校というのは指定してございません。

○新里匠委員 施行はいつからなんですか。これが決まったら、スタートするのはいつですかね。

○屋良淳県立学校教育課長 令和8年度にまず基本計画をしっかりと立てて、そこから始まっていきます。その基本計画を立てる、その前の段階で今、現時

点の段階で準備金として交付が決まっておりますので、それを基に、今後、国からグランドデザインという大きな指針がこれから出てまいりますので、それにのっとりながら、沖縄県の現状をしっかりとそれに乗せて、仕組みをつくっていくという計画が令和8年度から始まります。

以上です。

○新里匠委員 これは国が先導しているもので、沖縄県が自主的にやっているわけではないという認識でよろしいですか。

○屋良淳県立学校教育課長 国の経済対策の一環で、高校無償化に併せて公立高校に支援をするということで国が先導したもので、後は各都道府県において、それぞれの自治体の現状に応じた仕組みをつくっていくという事業でございます。

○新里匠委員 今、現状の把握、問題や課題の把握というのはもうされていて、それに向けてできるという状況ではない——基本計画はまでもちろん立っていないんですけれども、課題の抽出は終わっていますか。

○屋良淳県立学校教育課長 お答えします。

まずこの事業の先ほど申し上げた大きな3つの柱というのが、まず1つ目がアドバンスト・エッセンシャルワーカー育成の柱。それから2つ目が理数系の人材を育成するという柱。3つ目が多様な学習ニーズへの対応をするという柱。

まずそのアドバンスト・エッセンシャルワーカーのところですが、地域の基幹産業であったり、例えば沖縄県であれば人材が不足している分野がございますので、そこにしっかりフォーカスをして、将来的にその人材がしっかりと育てられるような仕組みを高校の段階でつくっていくというような流れです。

理数系人材にしても、理数系の分野の大学や大学院等、OISTもございますので、そういったところに広く理系人材を増やしていこうという仕組みもつくります。

それから、多様な学習ニーズへの対応というところであれば、例えば、遠隔配信するという教育の中で、離島のある沖縄県の特徴として、離れたところでも学習が保障できるような仕組みづくりであったり、あとは不登校などの、そういった子どもたちの学びをどう保障するかというような仕組みをこれから

しっかりとつくっていくというようなことです。

○新里匠委員 これはすごい画期的な取組じゃないかなと思っていて、最近思っているのがですね、やはり各産業系の高校がちょっと形骸化しているんじゃないかなというのと、人材が不足しているところとのマッチングができれば、将来に対する生き方の部分にも示せる、その道をつくってあげれば、その取り組む意欲というのにも出てきます。先ほど離島の話もありましたけれども、離島で生まれたから学習できる環境が弱くなるというようなことはあってはならないと思っているので、ぜひともこのパイロットケースというのは、都会のこういうところ、離島のこういうところですね、そのケースというものは多く持っていただきたいなと思っているんですけども、そういう観点を持っていच्छいますか。

○屋良淳県立学校教育課長 そういう大きな人材育成という立場ですので、全ての学校にしっかりと行き渡るような仕組みにしないといけないんですけども、この事業の仕組みとしては、パイロットケースの学校を1つ指定するんですけども、そこからしっかりと、ほかに波及できるような形にするという条件がございます。それから、例えば特定の学校を指定してパイロットケースとしてやってもいいんですけども、その関係機関として、例えば総合教育センターであったり、そういったところも拠点にして展開するということも、仕組みとしては可能な形になっておりますので、委員がおっしゃるような形で、全体に波及できるような仕組みをつくりたいと考えています。

○新里匠委員 この基金というのは、その目的のスパンというんですか、基金があるからもうずっとやりますよということかもしれませんけれども、最初の効果が出てくるのは、大体どれぐらいかかるのかなというのを最後に教えてください。

○屋良淳県立学校教育課長 国が示している、この仕組みの実行期間は3年程度ということになっております。それまでにしっかりと仕組みをつくって、その後持続可能になるような形で、先にいろいろ必要なハード面であったり、多くはそのソフト面の整備だと思うんですけども、そういった形で、しっかりと交付金を使いながら、仕組みをつくっていった、持続可能な形にしていきたいと考えています。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです。お尋ねします。積立金6000万円、3か年をめどにという話ですけれども、この財源はどこからですか。

○屋良淳県立学校教育課長 文部科学省のほうでこの事業を始めるに当たって、その準備金として6000万円を交付するということは、この1月に決定がされております。

○西銘純恵委員 その事業を3か年国はやるけれども、県としてやはり継続してそれを生かしてほしいというのを持っているということであれば、国が1、2、3という、先ほどからアドバンスト・エッセンシャルワーカーとか、それと理系ということも先ほどおっしゃって、もう一つは多様な学習ニーズということでもありますけれど、高校のところでとても沖縄県の課題というのは、国が示しているこの3つの中で何を取るかということもできていると思っています。沖縄県の高校の課題というのは、中途退学が全国に比べても多いとか、大学進学もできない貧困との関係とか、いろいろそういうところを見たときには、やはり多様な学習ニーズに対応したという形をしっかりと——これから多分基金の使用目的も計画を立てていくということなので、そこで私は3番目のところに視点をしっかりと持つべきではないかなと思うんですがいかがですか。

○屋良淳県立学校教育課長 それぞれの柱でしっかりと仕組みをつくっていきたいと考えておりますけれども、委員おっしゃるように、例えば不登校の問題であったり、なかなか学校に足が向かないというようなこと——これは高等学校の改革の仕組みではございますが、例えば高校にも全日制と定時制と通信制といろんな形があり、そして先ほど申し上げたようなICT、DXを活用した遠隔の仕組み、そういったものも駆使しながら、いろんな形で学習、学びが保障できるような仕組み、それから人材の配置ということももちろんそうなんですけれども、それは、例えば学校の先生だけではなくて、いろんな地域の人材としての資源もしっかりと活用しながらという仕組みにしようと考えています。

○西銘純恵委員 この間、読谷高校に出前講座行きました。普通高校なんだけど、教室40人学級ですよ。そしたら教室、端まで机がずっと並べられてい

て、本当に狭いんですよ。だから、私はさっき学びの保障というところが沖縄県は大事じゃないかと言ったけれども、例えば、少人数にしていくなとか、学校をどうするかっていう、この学習をしっかり高校卒業したら社会にということを考えたら、少人数学級にしていくなとか、そういうところも検討できるんじゃないのかな。この基金を使って対象にできるんじゃないのかなと、私自身は思うんですよ。そこら辺についても、国が決めた目的も言われているので、そこにどう県政の課題を入れていくかと、先ほどおっしゃったので、そういう観点も含めて、ぜひ計画をつくるときには、やってほしいなと思うんですがいかがですか。

○屋良淳県立学校教育課長 学級の人数については、また別の法律、法定がありますので、そこはなかなかこの計画だけにという話にはならないかなとは思いますが、しっかりと議論していきたいと思っています。

○西銘純恵委員 ソフト面で、人をプラスしてとか、そういうことも併せて、今少人数学級だけ話したんですけど、そういうやはり多様な学びのところで、使えないかというところはしっかり議論していただきたいなと思いますので、そこはやっていただけるんでしょうか。

○屋良淳県立学校教育課長 はい。

○西銘純恵委員 以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。
小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 高等学校教育改革というものがまずありますよと。都度予算でもいろいろやれるんじゃないかと思ったりもするんですけども、年度またぎとかいろんな部分も含めて、基金を立ち上げるというのは、おおむね理解はしています。1枚目の説明の中にあるようにですね、3年というのがちょっと気になっていて、これ国の計画の中で取りあえず3年という形になっているから、条例もこの附則の2で、自動失効という形になっていると思うんですけども、3年で何ができるのかと正直思ったりもします。特にパイロットケースを創出する、拠点校をこれから選定して——手挙げなのか指定なのかというところも、ちょっとまだ分からないんですけども。取組成果が出るのに、

じゃ、1年でできるかと、年度途中から始まったら、令和8年度中にある程度成果取組が見えるかというところも、少し疑問があるし、それを域内の高校に普及すると考えたらとてもじゃないけど、3年では足りないんじゃないかなと。国の当初の計画だから3年というふうに打っているというのも——打っているんですか。まずそこからちょっと確認します。

○屋良淳県立学校教育課長 文部科学省からの書類では支援期間は3年程度となっております。

○小渡良太郎委員 これ支援期間が3年だから、基金も3年で失効するという形になっているんですよね。

○半嶺満教育長 すみません。この事業を背景のほうから少しだけお話させていただきますが、この事業が起こった背景は、2040年問題があります。つまり団塊ジュニア世代が2040年にはピークに達して65歳以上になると、そうすると高齢者がもうピークに達して、少子高齢化、人口減で働き手がなくなるという、非常に危機感を持った国の背景があります。この事業、今課長からありましたが、実は去年の末に出てきた事業でもありまして、非常に短期間で我々は計画をつくらないといけない背景がありますが、実は、令和8年度中に高校教育改革の実施計画をつくれと言われていています。それは、この3年間のものではなくて、その後に令和9年度以降に、国はまたさらに今説明がありましたパイロットケースの創出の流れにのっとりながら、この実施計画に基づいて、さらに人材育成をするというような大きなビジョンがあります。その先行事例としてこの事業が今提示されていて、3年間でその基金を投入して、パイロット校をつくって、ある程度の成果をつくって、それを今後の実施計画に基づいて9年度以降にまた国がいろんな交付金の制度をつくりますので、それに基づいて、ほかの学校にも普及していくと。そういった流れの中でのこの3年間の基金でありまして、まず先導的に効果を出す学校の成果を上げてくれというのが国の要望であります。実は、この6000万円もですね、まずはこの準備のための予算であって、もう一つの設定では、さらにパイロット校等を設定した場合には、国は3000億円です。この3年間の基金の全国の予算は3000億円ですので、これが仮に各都道府県に、その3年間の基金として、実施の予算として下りたときには、最高60億円と言われていています。ですから、6000万円はその準備のための予算であって、さらに実施の内容によっては、実は何十億円という予算が令和8年度に下りてくるような流れの構想になっておりまして、この

3年間はある程度決められておりますけれども、それだけで終わるんじゃないくて、その成果や実施計画を基に、今後の教育改革を進めていくと、実はそういうふうな流れがございます。そういう背景を少し説明させていただきました。

○小渡良太郎委員 さっきも話したんですけれども、気になっているのがこの執行を、要は基金がなくなるということまで最初に盛り込んでいるというところが少し気になっているんですね。文部科学省からそういうふうな形で基金を立ち上げなさいと来ているんだったら、それはしょうがないねと思うんですけれども、基金って基本的にある程度中長期、目的に沿って、そこにお金を入れて、いろいろと運用していくというのが本来の基金の立て方になりますから。教育改革推進という観点でいえば、今おっしゃったように文部科学省が取りあえず3年をめどにパイロットケースも含めてやりましょう。その後のものというのはまた新たに基金を立ち上げて、これはなくしてやるという形なのか、それとも、これはこれで残しながらこの基金を活用して入れるということも、別に可能なんじゃないかなと思ったりもするんですけれども。あまり基金で簡単に立ち上げてなくしてということやると、会計処理で残ったらどうするのという話になってきますし、あまり簡単に改廃するようなものでもないかなと。名前を変えるぐらいだったらいいんですけれども、3年後に第2弾の基金がまた出てきて、第2弾も3年ですから、また3年で失効するというような形になるよりは、この附則が少し——附則は附則でこの失効の部分は何でこの失効がついているのかというところがやはり、少し分からないところでもあります。これはこれで基金は残して、ちょっと国の、例えば事業名とかが決まってきたから、基金の名前を条例改正で名前だけ変えますとかというやり方ができなかったのかというのも含めて、ちょっと見解をお聞かせください。

○屋良淳県立学校教育課長 文部科学省から、これから正式な要綱等下りてきますけれども、やはり3年間の中でパイロットケースを創出すると。そこから次の展開というところは、またしっかりと走り始めてからということでの仕組みになっていると思いますので、そのようにしていきたいと考えています。

○小渡良太郎委員 それならもうしょうがないのでいいです。ただせっかく立ち上げるわけですから、ぜひこの残が出ないように、ちょっと厳しい言い方かもしれないんですけれども、しっかりと国から頂くものはしっかり使い切ってますね、次の4年後以降の部分に備えていただきたいなと、これは要望して終わります。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 ちょっとこれまでの質疑を踏まえて、改めてお聞きしたいんですが、教育長の御説明もありました。高等学校教育改革の計画づくりというのが出てくるということですかね、これは令和8年度中、今、目の前でも基金の設置とその実施ということですから。もっと大きなところでの背景もあってといったときに、この計画づくりという話もありましたけれども、その改革を県としては、どういうふうに進めていくのかというところをお聞きできればと思います。

○屋良淳県立学校教育課長 基本的には先ほどの国から示されている3つの柱なんですけれども、そこでやはり知事部局のほうからいろいろな、例えば産業に携わる人材の不足の状況であったり、それから教育委員会としても把握している、例えば不登校の生徒たちの問題、それからどう対応していくかという課題。それからしっかりと先進的な未来成長分野と言われているAIとかDXの分野、そういったところにもしっかりと使いこなせて、しかもそのまちづくりとかそういったところに、しっかりと貢献できる人材をつくっていくという、まず大きな柱がございます。ですから、やはりしっかりと知事部局の様々な課や部局とも連携をして、しっかりと情報をいただいて、沖縄県の現状をしっかりとバランスよく見据えた上で、こういった仕組みに乗せることができるのか、こういったやり方があるかというような計画になるかと考えています。

○米須清一郎委員 ちょっとまた目の前の基金に移してですね。3つの分野というんですかテーマがあって、1校ずつという想定でしたかね。3か年というのと、もう1校が3か年やる感じになるのかどうかあれですけども。もう60校、70校、特別支援学校含めて70校以上あるかと思うんですが、1校ずつの3校しかないというところをどう決めていくのか。そして実施の上で、どう波及させていくかというところ、さっきもちょっと質疑あったかと思うんですが、いま一度お聞きします。

○屋良淳県立学校教育課長 例えば、産業分野に課題があってという場合には、恐らく専門高校の中の1校を拠点として——拠点としてはいますけれども、この1校だけがやりなさいという仕組みではありませんので、工業高校が

連携する、それから工業と農業と商業と、あと普通科の子どもたちも、もちろんそういう連携して協力してできるような仕組みはつくろうと考えています。福祉にしても、福祉のある学科は限られてはいますけれども、そこを拠点としたとしても地域連携の在り方とか、そういうものは、ほかのところでも真似ができますので、この基金を使って指定するのが3校から4校というところであって、そこからしっかりと枝を伸ばして、いろんな学校に波及できるような仕組みにしたいと考えています。

○米須清一郎委員 背景としてその高校、公立学校の魅力化ということで理解しているんですけども、地域の公立高校を中心に人口減少もある中で、魅力を高める。一方でその人材を必要とする分野もあるということも意識してやっていくというところで、やはり背景とかという大きな問題がある中でやっていくことでしょうし、その中で沖縄県としてどうやっていくかという、ただ国が補助金出すから基金をつくるからということではなくて、あくまで主体的にということだと思います。やはり大きな取組の中で、この基金を設置して生かして、ちゃんと全体に、先につないでいくという取組なんだろうと思いますので、その辺の説明もいま一度この計画づくりのところからどうしていくんだというところもお聞きしたいですし、そういうふうに持って行ってほしいなというところで……。

○半嶺満教育長 先ほど来から御意見いただいております。まず、これは沖縄の課題。その課題を踏まえてですね、それを解決していけるそういった人材を育成していくという視点で、まずはそういう指定校、内容を選定していきたいというふうに思いますが、たくさんの課題があります。今お話があったように、3つの柱で、まずパイロット校として1校ずつ、原則1校ずつですので、全ての課題に対応することできませんけれども、やはりまずどの課題を改善していくか。例えば新里委員からございました、どういう人材が沖縄県は不足だと、そういう視点。西銘委員からもありました様々な教育課題があります。そういう課題の中で、まずはどの課題を我々は捉えて、それを解決していくような学校を指定し内容にしていくかという部分で、まず短期間でありますけれども、しっかりと検討して学校を指定し、その内容を詰めていきたいと思います。そうした上で、これはパイロット校ですので、そういう魅力のある学校づくりをその3年間でできるだけしていったら、そのノウハウを各学校にまた広げていくと、そういうような視点で進めていければというふうに思っております。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第24号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣新委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法について協議)

○新垣新委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第24号議案沖縄県公立高等学校教育改革推進基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された先議案件の処理は終了いたしました。

次回は、2月27日金曜日本会議終了後、委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 新